

## 船舶事故調査報告書

平成29年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	通行人負傷
発生日時	平成29年7月17日 16時40分ごろ
発生場所	滋賀県大津市南比良地先（琵琶湖西部） 大物墓地四等三角点から真方位074°570m付近 （概位 北緯35°12.8′ 東経135°56.3′）
事故の概要	水上オートバイ <sup>ウルトラ</sup> ULTRA310 <sup>エルエックス</sup> L X は、陸揚げ作業中、水際にいた通行人と衝突し、通行人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ULTRA310LX、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	253-34369 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（通行人）
損傷	左舷船尾部に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、陸揚げする目的で、浜辺に置いた専用トレーラーに船首を向けて前進していた。</p> <p>本船は、船長が、過大な速力となったように感じ、専用トレーラーへの進入を避けようとして右にハンドルを切ったところ、水際にいた船長の知人（以下「通行人」という。）に向けて前進する態勢となり、通行人と衝突した。</p> <p>通行人は、<sup>でん</sup>臀部を負傷した。</p> <p>船長は、本事故当時、専用トレーラーの後部に本船が乗ったらエンジンを停止し、数人で同トレーラーに乗せる作業を行う予定であった。</p>
分析	本船は、浜辺に置いた専用トレーラーに向けて前進中、船長が、過大な速力となったように感じ、専用トレーラーへの進入を避けようとした際、右にハンドルを切ったことから、通行人に向けて前進する態勢となり、通行人と衝突し、通行人が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、浜辺に置いた専用トレーラーに向けて前進中、船長が、過大な速力となったように感じ、専用トレーラーへの進入を避けようとした際、右にハンドルを切ったため、通行人に向けて前進する態勢となり、通行人と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・水上オートバイの陸揚げ作業は、不測の事態に備え、周囲の人を待避させてから行うことが望ましい。